

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5（2023）年度補正予算概要	1 ～ 2
2 令和6（2024）年度予算概要	3 ～ 5
3 函館市公民館条例の一部を改正する条例の骨子	6 ～ 8
4 函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例の骨子	9 ～ 11
5 函館市大船遺跡縄文広場条例の骨子	12 ～ 13
6 函館市垣ノ島遺跡縄文広場条例の骨子	14 ～ 15
7 令和6（2024）年度公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 事業計画の報告について	16 ～ 28
8 令和6（2024）年度一般財団法人函館市学校給食会 事業計画の報告について	29 ～ 30

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明
指定寄付金	760	社会体育関係経費分 学校運営振興費分 文化芸術振興費分 施設備品整備費分（文学館）	10 300 300 150

[歳出]
教育費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明	特定財源
学校管理費 (小学校費)	49,414	管理運営費減 ICT機器等運用経費減 プール学習実施経費皆減 校舎等整備改修費増 外壁等改修事業費減 暖房設備改修事業費増 プール解体事業費減	△23,525 △10,281 △13,244 87,339 △12,270 99,609 △14,400	(国)公立学校建物大規模改造事業費補助金 29,154 (市債)小中学校校舎等改修事業債 58,000 (市債)公共施設等解体事業債 △10,300
教育振興費 (小学校費)	△451	就学扶助費減	△451	(国)修学旅行扶助費補助金 △97 (国)特別支援教育就学扶助費補助金 △624
学校管理費 (中学校費)	291,250	管理運営費減 ICT機器等運用経費減 校舎等整備改修費増 暖房設備改修事業費減 トイレ改修事業費増	△6,405 297,655 △2,045 299,700	(国)公立学校建物大規模改造事業費補助金 48,490 (市債)小中学校校舎等改修事業債 249,100
教育振興費 (中学校費)	△15,035	就学扶助費減	△15,035	(国)修学旅行扶助費補助金 △795 (国)特別支援教育就学扶助費補助金 △704 (道)被災児童生徒就学支援等臨時特例補助金 △6
学校管理費 (高等学校費)	△3,847	市立函館高等学校海外留学事業等関係経費減	△3,847	(その他)指定寄付金 △3,847

(単位:千円)

科 目	補正額	説 明	特 定 財 源
文化財保護費	△94,834	特別史跡五稜郭跡環境整備事業費減 △2,550 重要文化財大谷派本願寺函館別院 保存修理事業費補助金減 △92,284	(国)文化財整備費補助金 △1,275 (道)文化財整備費補助金 △61,500 (市債)文化財整備事業債 △1,300
体育施設費	△7,190	各種体育施設運営費減 △7,190 千代台公園等管理委託料(債務負担行為分)減	

[繰越明許費]

追加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	2 小学校費	暖房設備改修事業	102,700
10 教育費	3 中学校費	トイレ改修事業	299,700

[債務負担行為]

変更

(単位:千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
デジタルAIドリル運用経費	5,939	5,877
戸井地域通学バス管理運行業務委託料	17,007	15,048
恵山地域通学バス管理運行業務委託料	17,711	17,688
校舎等環境整備業務委託料 (北日吉小学校 東山小学校 本通小学校 本通中学校 北中学校)	35,310	31,997

2 令和6（2024）年度予算概要

一般会計
[歳出]
教育費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
特別支援教育 推進事業費	7,300	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に関し、各学校の支援体制や指導方法などへの助言等を行う特別支援教育巡回指導員を南北海道教育センターに配置	
特別支援教育 支援員関係経費	88,397	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や生活を支援するため、小・中学校等に特別支援教育支援員を配置	
学力向上非常勤 講師配置事業費	14,959	小学校における算数科・理科の専科指導や、中学校における免許外教科指導の改善を図るための非常勤講師を配置	
学級運営改善 非常勤講師 配置事業費	7,056	円滑な学級運営を行うことが困難となっている小学校での日常的な学習指導や生徒指導を補助する非常勤講師を配置	
いじめ・不登校等 対策推進費	4,843	いじめ撲滅のための啓発リーフレットの学校への配付ほか	
小学校スクール カウンセラー 関係経費	7,437	悩みを抱える児童・保護者等のカウンセリングを行うため公認心理師等を派遣	
不登校生徒支援 非常勤講師 配置事業費	10,616	不登校生徒の学習機会の確保のため、校内のサポートルームに非常勤講師を配置	
学校 I C T サポートセンター 運營業務委託料 (債務負担行為分)	30,000	小・中学校における I C Tを活用した教育活動の質を向上させるため、学校 I C Tサポートセンターを設置し、各学校にサポーターを派遣	
郷土学習推進費	4,972	市立小学校の児童が、縄文遺跡群等を見学する「縄文に触れる学習」を実施	
プ ー ル 学 習 実 施 経 費	42,623	小学校のプール学習を拠点化方式により実施するとともに新たに民間プール施設を活用	
冷房設備等 整備事業費	227,656	保健室に常設型エアコンを整備するほか、当面の対策としてスポットクーラー等を本年夏までに整備するとともに、令和7年度以降の普通教室等への常設型エアコン整備に向けた実施設計を実施	(市債) 小中学校校舎等 改修事業債 135,000 (市債) 高等学校校舎等 改修事業債 1,300 (市債) 幼稚園園舎等改 修事業債 1,900

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
文化芸術活動 促進補助金	4,488	文化芸術活動団体の自主的かつ活発な活動 に対する助成 上限額：1団体あたり12万円	
(仮称)総合 ミュージアム 整備推進費	1,000	「(仮称)総合ミュージアムの整備にあた ったの基本的な考え方(たたき台)」の成 案化に向け、市民、関連団体および学識経 験者で構成する検討会議を開催	
市民会館 Wi-Fi 設備導入経費	3,039	利用者の利便性向上のため、市民会館の会 議室等に Wi-Fi 設備を整備	
特別史跡五稜郭跡 環境整備事業費	15,000	石垣保存修理工事および石垣定点調査ほか	(国)文化財整備費補助 金 7,500 (市債)文化財整備事業 債 7,500
史跡大船遺跡整備 事業費	9,400	史跡大船遺跡の保存活用に係る基本方針や 方法を定める保存活用計画を策定	(国)文化財整備費補助 金 4,700
文化財建造物 保存修理事業費 補助金	172,738	国指定重要文化財の民間所有者が、国の補 助事業を活用して行う保存修理事業の経費 に対する補助 重要文化財遺愛学院 (旧遺愛女学校)本館等 73,288 重要文化財大谷派本願寺函館別院 99,450	(道)文化財整備費補助 金 115,100
「はこだて市民健幸 大学」実行委員会 負担金	4,000	パラスポーツ・ニュースポーツ・アーバン スポーツなどを体験できるイベントの開催	
函館マラソン大会 開催負担金	51,000	開催日：6月30日(日) 定員：フル・ハーフ各4,000人程度 計8,000人程度	
スポーツ合宿誘致 補助金	3,462	市内でスポーツ合宿を実施する市外の実業 団・団体へ宿泊人数・宿泊数に応じ助成 上限額：1団体あたり10万円	
2024 モルック 世界大会 in 函館 開催補助金	1,000	開催日：8月23日(金)から8月25日(日) 会 場：昭和公園および 函館工業高等専門学校	
学校等給食食材 購入費支援補助金	140,471	保護者負担を増やすことなく学校給食を提 供するため、給食食材購入費を助成	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
千代台公園駐車場 自動管理システム使用料	令和7(2025)年度から 令和13(2031)年度まで	97,762
公民館管理委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	150,160
青少年研修センター管理委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	267,890
函館市民会館・函館アリーナ管理委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	2,459,414
亀田交流プラザ管理委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	800,698
図書館管理委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	1,854,665
縄文文化交流センター等管理委託料 〔 縄文文化交流センター 大船遺跡縄文広場 垣ノ島遺跡縄文広場 〕	令和7(2025)年度から 令和9(2027)年度まで	284,848
函館フットボールパーク管理委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	111,175
西桔梗野球場管理委託料	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで	68,255

3 函館市公民館条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

公民館の使用に係る料金を使用料として徴収することとするため

(2) 条例改正の内容

公民館の管理については、これまでも指定管理者に行わせているが、令和7年度からの管理期間より現在の利用料金を使用料に変更し、料金を徴収することとする。

(3) 施行期日

令和7年4月1日

(4) 新旧対照表

別紙のとおり

函館市公民館条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的以外の使用等の禁止) 第7条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(目的以外の使用等の禁止) 第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料)</u></p> <p><u>第7条の2 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料の不還付)</u></p> <p><u>第7条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>3 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p>	<p><u>第9条から第11条まで 削除</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第10条 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>(利用料金の不還付)</u></p> <p><u>第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>(損害の賠償)</u></p>	

第13条 使用者は、公民館の使用により、建物または附属設備等を破損、汚損または滅失したときは、委員会の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第14条 (略)

(新設)

(指定管理者による管理)

第16条 公民館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2・3 (略)

別表 (第9条関係)

使用場所	利用料金		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
講堂	円 600	円 1,050	円 1,200
第1集会室	380	600	750
第2集会室	380	600	750
第3集会室	150	300	380
陶芸実習室	260	440	530

備考

- 1 陶芸実習室の利用者が陶芸窯を使用する場合は、陶芸窯に係る利用料金として、使用1時間までごとに200円を支払なければならない。
- 2 暖房を使用した場合は、暖房に係る利用料金として、上表の規定による利用料金の額の5割に相当する額を支払なければならない。

(削る)

(原状回復)

第13条 (略)

(損害の賠償)

第14条 使用者は、公民館の使用により、建物または附属設備等を破損、汚損または滅失したときは、委員会の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 公民館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2・3 (略)

別表 (第7条の2関係)

使用場所	使用料		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
講堂	(略)		
第1集会室	(略)		
第2集会室	(略)		
第3集会室	(略)		
陶芸実習室	(略)		

備考

- 1 陶芸実習室の利用者が陶芸窯を使用する場合は、陶芸窯に係る使用料として、使用1時間までごとに200円を徴収する。
- 2 暖房を使用した場合は、暖房に係る使用料として、上表の規定による使用料の額の2分の1に相当する額を徴収する。

4 函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

青少年研修センターの使用に係る料金を使用料として徴収することとするため

(2) 条例改正の内容

青少年研修センターの管理については、これまでも指定管理者に行わせているが、令和7年度からの管理期間より現在の利用料金を使用料に変更し、料金を徴収することとする。

(3) 施行期日

令和7年4月1日

(4) 新旧対照表

別紙のとおり

函館市青少年研修センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p style="text-align: center;"><u>(利用料金)</u></p> <p>第8条 使用者は、研修センターの使用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>4 <u>利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料金の不還付)</u></p> <p>第9条 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 研修センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">1 団体宿泊研修による使用の<u>利用料金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童および生徒（中学校に在学する者に限る。）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む。）</td> <td>1人1泊 200円</td> </tr> <tr> <td>生徒（高等学校に在学する者に限る。）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む。）</td> <td>1人1泊 400円</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年およびこれに準ずる者</td> <td>1人1泊 400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	児童および生徒（中学校に在学する者に限る。）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む。）	1人1泊 200円	生徒（高等学校に在学する者に限る。）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む。）	1人1泊 400円	勤労青少年およびこれに準ずる者	1人1泊 400円	<p style="text-align: center;"><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を使用を終了するまでに納めなければならない。</p> <p>2 <u>前項の使用料は、市長が特に認めるときは、使用を終了した後に納めることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第9条 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 研修センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（<u>同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。</u>）に行わせるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">1 団体宿泊研修による使用の<u>使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	(略)	
区分	利用料金												
児童および生徒（中学校に在学する者に限る。）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む。）	1人1泊 200円												
生徒（高等学校に在学する者に限る。）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む。）	1人1泊 400円												
勤労青少年およびこれに準ずる者	1人1泊 400円												
区分	使用料												
(略)													

る者（指導者または引率者を 含む。）	円
その他の者	1人1泊 1,000円

備考

- 1 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日までの期間）は、利用料金の5割に相当する額を加算する。
- 2 事情により宿泊をしない者に係る利用料金の額は、上表および前項の規定による額の2分の1に相当する額とする。

2 団体宿泊研修以外による使用の利用料金

区分	時間区分		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
体育館	2,000円	2,000円	2,000円
大研修室	600円	600円	600円
中研修室	300円	300円	300円
小研修室	200円	200円	200円
和室	300円	300円	300円

備考 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日までの期間）は、利用料金の5割に相当する額を加算する。

る者（指導者または引率者を 含む。）	円
その他の者	1人1泊 1,000円

備考

- 1 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日までの期間）は、使用料の2分の1に相当する額を加算する。
- 2 事情により宿泊をしない者に係る使用料の額は、上表および前項の規定による額の2分の1に相当する額とする。

2 団体宿泊研修以外による使用の使用料

(略)

備考 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日までの期間）は、使用料の2分の1に相当する額を加算する。

5 函館市大船遺跡縄文広場条例の骨子

(1) 制定理由

大船町に大船遺跡縄文広場を設置するため

(2) 条例の内容

第1 設置

歴史的文化遺産である大船遺跡の保存を図るとともに、縄文時代の生活と文化に市民等が親しむ場としてその活用を図り、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため、市に大船遺跡縄文広場を設置する。

第2 名称および位置

名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市大船遺跡縄文広場

位置 函館市大船町575番地1ほか

第3 開場時間および休場日

函館市大船遺跡縄文広場（以下「縄文広場」という。）の開場時間および休場日は、函館市教育委員会規則で定める。

第4 入場の制限

函館市教育委員会（以下「委員会」という。）は、縄文広場に入場しようとする者または入場した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他縄文広場の管理上支障があると認められるとき。

第5 販売行為等の禁止

委員会の許可を受けた者以外の者は、縄文広場の敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならな

い。

第6 損害賠償の義務

縄文広場に入場した者は、施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

第7 指定管理者による管理

縄文広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 縄文広場の維持管理に関すること。

(2) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条および第5条の規定の適用については、第4条中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、および第5条中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

第8 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

6 函館市垣ノ島遺跡縄文広場条例の骨子

(1) 制定理由

臼尻町に垣ノ島遺跡縄文広場を設置するため

(2) 条例の内容

第1 設置

歴史的文化遺産である垣ノ島遺跡の保存を図るとともに、縄文時代の生活と文化に市民等が親しむ場としてその活用を図り、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため、市に垣ノ島遺跡縄文広場を設置する。

第2 名称および位置

名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市垣ノ島遺跡縄文広場

位置 函館市臼尻町4-1-6番地4ほか

第3 開場時間および休場日

函館市垣ノ島遺跡縄文広場（以下「縄文広場」という。）の開場時間および休場日は、函館市教育委員会規則で定める。

第4 入場の制限

函館市教育委員会（以下「委員会」という。）は、縄文広場に入場しようとする者または入場した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他縄文広場の管理上支障があると認められるとき。

第5 販売行為等の禁止

委員会の許可を受けた者以外の者は、縄文広場の敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならな

い。

第6 損害賠償の義務

縄文広場に入場した者は、施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

第7 指定管理者による管理

縄文広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 縄文広場の維持管理に関すること。

(2) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条および第5条の規定の適用については、第4条中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、および第5条中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

第8 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

7 令和6（2024）年度公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団事業計画の報告について

(1) 事業計画

【公益目的事業】

ア 公益目的事業1 文化の振興に関する事業

(ア) 文化振興事業

a 文化芸術の振興に関する事業

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
a) 鑑賞型事業	①市民会館主管事業		
	それいけ！アンパンマンミュージカル「勇気の花に歌おう」函館公演	1,370	4月
	杉山清貴&オメガトライブ ～FIRST FINAL TOUR～ 2024 “LIVE EMOTION” 函館公演	1,370	5月
	ざいだんアフタヌーンステージ2024(3回)	360	5月～12月
	ざいだん出前コンサート(2回)	200	5月～2月
	鈴木雅之 masayuki suzuki taste of martinitour 2024 函館公演	1,370	6月
	リクエスト公演	1,370	8月
	クラシック公演	1,370	8月
	ミュージカル公演	1,370	10月
	②芸術ホール主管事業		
	芸術ホール キッズ・フェスティバル2024	300	5月
	避難訓練コンサート	200	6月
	リサイタル・シリーズ		
	LEO箏リサイタル	350	9月
	木嶋真優ヴァイオリン・リサイタル	350	10月
	小林愛実ピアノ・リサイタル	350	11月
	2025スプリング・コンサート	220	3月
	Concert for kids～0才児からのクラシック～	未定	未定
	③公民館主管事業		
	丘の上の芸術祭	280	10月

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
b) 参加創造型事業	①市民会館主管事業		
	函館市民文化祭		
	舞台部門(市民参加型)	1,370	11月
	展示部門「はこだてアートフェスティバル2024」	—	11月
	②芸術ホール主管事業		
	函館市民文化祭		
展示部門「清秋・函館市文団協芸術展」	—	11月	
ぶんだん秋の庵	—	11月	
舞台部門「華麗・錦秋の舞台」	400	11月	
c) 育成学習型事業	①市民会館主管事業		
	函館ジュニア・ドリーム・オーケストラ		
	育成事業	30	4月～3月
	第25回定期演奏会	300	9月
	ざいだん「邦楽こども教室」(2教室)	29	6月～2月
	夏休み特別企画「楽器のヒミツ大発見！」	50	8月
	②芸術ホール主管事業		
	バックステージツアー(2回)	300	5月・未定
	演劇ワークショップ	未定	未定
	③公民館主管事業		
	公民館講座		
	成人対象講座(10講座)	94	4月～3月
	親子対象講座(2講座)	20	4月～3月
	子ども対象講座(4講座)	30	4月～3月
リーダーバンク登録者による体験講座(10講座)	91	4月～3月	
函館市高齢者大学青柳校	140	5月～12月	
④亀田交流プラザ財団担当事業			
函館市亀田老人大学	180	6月～2月	
d) 奨励型事業	①市民会館主管事業		
	ざいだんアートマルシェ	—	1月
	スタインウェイを弾いてみよう!	15	3月
	②芸術ホール主管事業		
	五稜郭アーティスト事業登録公演	—	6月～3月
	令和6年度函館新人演奏会～音楽の新しい風～	150	7月
ピアノコンサート・フォー・ユー	200	1月	

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	HAKODATE WINTER JAZZ FESTIVAL	400	12月
	市民美術展「はこだて・冬・アート展」		
	市民美術展 第25回「はこだて・冬・アート展」	—	2月
	特別公開講座	未定	未定
	③公民館主管事業		
	生涯学習リーダーバンク登録事業	—	4月～3月
	公民館講座受講生作品展	—	1月
	公民館コンサート	280	3月
e) 共催事業	①市民舞台芸術奨励事業委員会認定事業		
	認定公演	—	4月～3月
	②その他共催事業		
	東欧音楽家支援・国際親善交流特別演奏会	400	6月
	第33回道南口説節全国大会	500	7月
	第34回函館市青少年芸術教育奨励事業	—	8月・10月
	'25ぶんだん・ジョイント	—	1月～2月
	第42回公演「初春巴港賑」	1,370	2月

b 文化遺産・文化資料の展示、保存活用に関する事業

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
a) 鑑賞型事業	①文学館主管事業		
	石川啄木直筆資料展 特別展「未定」	—	4月～10月
	企画展「未定」	—	9月～11月
b) 育成学習型事業	①北洋資料館主管事業		
	親子体験教室「貝殻でつくろう」	20	7月
	冬休み特別企画「大漁旗をつくろう」	20	1月
	②北方民族資料館主管事業		
	体験学習講座		
	「ムックリ製作・演奏体験」	—	4月～3月
	「北方民族文様の切り紙細工体験」	—	4月～3月
	夏休み自由研究「親子で、北方民族文様の切り紙細工をしよう」	20	8月
	北方民族資料館講座		
	「北方民族資料館ツアー・マンスリー」	各10	4月～10月
	「アイヌ民族の伝統工芸品をつくろう」～木彫り編(仮)	20	6月

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	「アイヌ民族の伝統工芸品をつくろう」～刺しゅう編(仮)	20	7月
	「アイヌ文様木彫り教室」	20	9月
	「アイヌ文様刺しゅう教室」(2教室)	各20	10月
	文化の日企画「函館市北方民族資料館ツアー」	20	11月
	冬休み自由研究「親子でムックリをつくろう」	20	12月
	ミュージアム・トーク	40	2月
	③文学館主管事業		
	中庭テラス読み聞かせ会	20	7月
	啄木ゆかりの地子ども交流事業 「函館・盛岡交流啄木かるた大会」	33	7月・2月
	冬休み企画	20	未定
	文学館講演会	80	未定
	石川啄木講座	未定	未定
	文学のひととき(2回)	各30	未定
	文学の道しるべ(2回)	各30	未定
c) 奨励型事業	①北洋資料館主管事業 第29回函館の「海と港」児童絵画展	300	7月

(イ) 広報事業

文化振興事業および施設管理運営事業に関する情報提供および文化に関わる情報の収集と発信

(ウ) 施設管理運営事業

函館市から指定管理者の指定を受け実施する下記の施設の管理運営業務

- a 函館市民会館
- b 函館市芸術ホール
- c 函館市北洋資料館
- d 函館市北方民族資料館
- e 函館市文学館
- f 函館市公民館

イ 公益目的事業2 スポーツの振興に関する事業

(ア) スポーツ振興事業

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
a) 鑑賞型事業	①函館アリーナ主管事業 フットサルFリーグ公式戦エスポラーダ北海道戦	1,000	未定
	バレーボールVリーグ公式戦	2,000	未定
b) 参加型事業	①函館アリーナ主管事業 コンベンション用パンフレット誘致活動・ホームページ作成等	—	4月～ 3月
	施設利用促進コンベンション誘致活動	—	4月～ 3月
	市民体カテスト会	50	未定
	スポーツの日無料開放事業	—	10月
	ふわふわアドベンチャーツアー in 函館アリーナ	4,000	10月
	②市民プール主管事業 市民プール活性事業 元気な身体でいつまでも～水中ウォーキング・リズム体操～	50	未定
	第33回市民プールまつり	500	8月or 9月
	スポーツの日無料開放事業	—	10月
	第26回市民水泳記録会	200	12月
	③屋外スポーツ施設管理事務所主管事業 スポーツの日無料開放事業	—	10月
	第16回オーシャンスタジアム杯少年野球大会	160	10月
	千代台公園トライアスロン記録会	未定	未定
	グリーンパークみんなであそぼ!	—	未定
	④市民スケート場主管事業 スケート貸靴事業	—	12月～ 2月
	スケート場初すべりお年玉プレゼント	400	1月
	スケート場イベントデー&感謝デー(3回)	800	1月・ 2月
外国人観光客向けスケート体験事業	未定	未定	
c) 学習型事業	①函館アリーナ主管事業 スポーツ教室(7教室)	480	5月～12月
	トップアスリートによる競技力向上スポーツ教室	200	未定
	健康体操系研修会	200	未定
	②函館アリーナコナミ担当事業 スポーツ教室(10教室)	—	4月～ 3月

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	③市民プール主管事業 水泳教室(17教室) ワンポイントレッスン(2コース) 着衣水泳体験研修会	2,396 792 60	4月～3月 4月～3月 3月
	④屋外スポーツ施設管理事務所主管事業 千代台公園みどりのリサイクル テニス教室(4教室)	— 140	5月 5月～10月
	⑤市民スケート場主管事業 スケート教室(3教室)	105	12月
d) 養成型事業	①函館アリーナ主管事業 函館市地域スポーツ指導員研修会	未定	未定
e) 共催事業	①その他共催事業 東日本小学生陸上競技交流大会北海道・函館大会 親と子のスポーツ体験 函館市民スポーツフェスティバル「綱引き大会」 函館スケート育成事業 ウエルネス・フェア	1,000 120 500 100 150	8月 11月 12月 12月～2月 未定

(イ) 広報事業

スポーツ振興事業および施設管理運営事業に関する情報提供およびスポーツに関わる情報の収集と発信

(ウ) 施設管理運営事業

函館市から指定管理者の指定を受け実施する下記の施設の管理運営業務

- a 函館アリーナ
- b 函館市民プール
- c 函館市民スケート場

【収益事業等】

ア 収益事業

(ア) 施設利用者への附帯サービス事業

- a 各施設を利用する主催者から受託したチケット等の受託販売

- b 公益目的事業に関連した物品販売，レンタル
- c 利用者の便に供するための施設内への飲料水等の自動販売機設置

イ その他事業

(ア) 文化・スポーツ施設等の管理運営事業

函館市から指定管理者の指定を受け実施する下記の施設の管理運営業務

- a 千代台公園陸上競技場
- b 千代台公園野球場
- c 千代台公園庭球場
- d 千代台公園
- e 函館市民会館，函館市芸術ホール，函館市公民館および函館アリーナの文化・スポーツ振興目的外使用に係る管理運営業務

(2) 収支予算書

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
ア 基本財産運用益	6	6	0	
基本財産受取利息	6	6	0	
イ 特定資産運用益	4	4	0	
特定資産受取利息	4	4	0	
ウ 受取会費	1,858	1,722	136	
受取会費	1,858	1,722	136	
エ 事業収益	1,321,145	1,275,521	45,624	
自主事業収益	53,790	36,704	17,086	
受託事業収益	0	6,053	△ 6,053	
施設管理事業収益	1,259,567	1,225,987	33,580	
収益事業収益	7,788	6,777	1,011	
オ 受取補助金等	300	300	0	
受取民間助成金	300	300	0	
カ 雑収益	3,666	3,701	△ 35	
受取利息	0	0	0	
雑収益	3,666	3,701	△ 35	
経常収益 計	(A) 1,326,979	1,281,254	45,725	
(2) 経常費用				
ア 事業費	1,290,331	1,253,142	37,189	
給料	212,901	206,746	6,155	
諸手当	104,769	104,239	530	
臨時雇賃金	42,652	44,338	△ 1,686	
福利厚生費	67,371	65,148	2,223	
仕入費	3,734	2,743	991	
会議費	157	140	17	
旅費交通費	1,433	1,985	△ 552	
通信運搬費	4,407	4,378	29	
消耗什器備品費	100	435	△ 335	
消耗品費	24,403	25,072	△ 669	
修繕費	11,091	10,853	238	
印刷製本費	9,088	8,522	566	
燃料費	49,529	49,901	△ 372	
光熱水料費	164,886	164,173	713	
手数料	10,915	11,528	△ 613	
賃借料	30,385	30,949	△ 564	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
原材料費	3,387	3,130	257	
保険料	1,362	1,329	33	
諸謝金	15,522	16,282	△ 760	
租税公課	44,972	44,521	451	
支払負担金	1,498	1,372	126	
委託費	482,926	452,077	30,849	
広告宣伝費	2,843	3,281	△ 438	
イ 管理費	36,102	33,540	2,562	
給料	14,287	13,160	1,127	
諸手当	8,868	8,172	696	
臨時雇賃金	1,088	980	108	
福利厚生費	4,631	4,277	354	
交際費	17	17	0	
旅費交通費	561	561	0	
通信運搬費	774	774	0	
消耗什器備品費	0	50	△ 50	
消耗品費	505	501	4	
印刷製本費	20	20	0	
燃料費	216	295	△ 79	
光熱水料費	187	187	0	
手数料	1,385	571	814	
賃借料	2,252	2,199	53	
保険料	225	225	0	
租税公課	89	89	0	
支払負担金	148	448	△ 300	
委託費	715	880	△ 165	
広告宣伝費	44	44	0	
支払利息	90	90	0	
経常費用 計 (B)	1,326,433	1,286,682	39,751	
当期経常増減額 (C)=(A)-(B)	546	△ 5,428	5,974	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
ア 経常外収益			0	
経常外収益 計 (D)	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
ア 経常外費用			0	
経常外費用 計 (E)	0	0	0	
当期経常外増減額 (F)=(D)-(E)	0	0	0	
他会計振替額 (G)	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額 (H)=(C)+(F)+(G)	546	△ 5,428	5,974	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
法人税 (I)	445	444	1	
当期一般正味財産増減額 (J)=(H)-(I)	101	△ 5,872	5,973	
一般正味財産期首残高 (K)	△ 4,919	953	△ 5,872	
一般正味財産期末残高 (L)=(J)+(K)	△ 4,818	△ 4,919	101	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額 (M)	0	0	0	
指定正味財産期首残高 (N)	30,000	30,000	0	
指定正味財産期末残高 (O)=(M)+(N)	30,000	30,000	0	
III 正味財産期末残高 (P)=(L)+(O)	25,182	25,081	101	

(3) 収支予算内訳表

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
ア 基本財産運用益	1		5		6
基本財産受取利息	1		5		6
イ 特定資産運用益	3	1			4
特定資産受取利息	3	1			4
ウ 受取会費	929		929		1,858
受取会費	929		929		1,858
エ 事業収益	1,087,258	199,757	34,130		1,321,145
自主事業収益	53,677	113			53,790
施設管理事業収益	1,033,581	191,856	34,130		1,259,567
収益事業収益		7,788			7,788
オ 受取補助金等	300				300
受取民間助成金	300				300
カ 雑収益	2,279	1,387			3,666
雑収益	2,279	1,387			3,666
経常収益 計	(A) 1,090,770	201,145	35,064	0	1,326,979
(2) 経常費用					
ア 事業費	1,092,286	198,045			1,290,331
給料	177,286	35,615			212,901
諸手当	83,833	20,936			104,769
臨時雇賃金	41,344	1,308			42,652
福利厚生費	56,361	11,010			67,371
仕入費		3,734			3,734
会議費	157				157
旅費交通費	1,230	203			1,433
通信運搬費	3,727	680			4,407
消耗什器備品費	100				100
消耗品費	20,157	4,246			24,403
修繕費	8,810	2,281			11,091
印刷製本費	8,625	463			9,088
燃料費	49,032	497			49,529
光熱水料費	147,770	17,116			164,886
手数料	9,263	1,652			10,915
賃借料	27,243	3,142			30,385
原材料費	370	3,017			3,387
保険料	1,042	320			1,362

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
諸謝金	15,522				15,522
租税公課	37,873	7,099			44,972
支払負担金	1,430	68			1,498
委託費	398,538	84,388			482,926
広告宣伝費	2,573	270			2,843
イ 管理費			36,102		36,102
給料			14,287		14,287
諸手当			8,868		8,868
臨時雇賃金			1,088		1,088
福利厚生費			4,631		4,631
交際費			17		17
旅費交通費			561		561
通信運搬費			774		774
消耗品費			505		505
印刷製本費			20		20
燃料費			216		216
光熱水料費			187		187
手数料			1,385		1,385
賃借料			2,252		2,252
保険料			225		225
租税公課			89		89
支払負担金			148		148
委託費			715		715
広告宣伝費			44		44
支払利息			90		90
経常費用 計 (B)	1,092,286	198,045	36,102	0	1,326,433
当期経常増減額 (C)=(A)-(B)	△ 1,516	3,100	△ 1,038	0	546
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益					
経常外収益 計 (D)	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用					
経常外費用 計 (E)	0	0	0	0	0
当期経常外増減額 (F)=(D)-(E)	0	0	0	0	0
他会計振替額 (G)	1,596	△ 2,634	1,038	0	0
税引前当期一般正味財産増減額 (H)=(C)+(F)+(G)	80	466	0	0	546
法人税 (I)	0	445	0	0	445
当期一般正味財産増減額 (J)=(H)-(I)	80	21	0	0	101
一般正味財産期首残高 (K)	△ 37,601	31,068	1,614	0	△ 4,919
一般正味財産期末残高 (L)=(J)+(K)	△ 37,521	31,089	1,614	0	△ 4,818

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
II 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額 (M)	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高 (N)	12,000	0	18,000	0	30,000
指定正味財産期末残高 (O) = (M) + (N)	12,000		18,000		30,000
III 正味財産期末残高 (P) = (L) + (O)	△ 25,521	31,089	19,614	0	25,182

8 令和6（2024）年度一般財団法人函館市学校給食会事業計画の報告について

（1）事業計画

ア 学校給食用物資の安定供給に関する事業

（ア）学校給食用物資の共同購入により，年間を通して良質で安価な学校給食用物資の安定供給を図る。

（イ）函館産農水産物およびその加工品の活用拡大が図られるよう，関係機関と連携・調整する。

イ 学校給食用物資の安全確保および衛生管理に関する事業

（ア）安全・安心な学校給食の提供のため，学校給食用物資規格等に基づいた物資納入の確認の徹底を図るほか，必要に応じ納入業者への指導助言を行う。

（イ）学校給食用物資の製造・納入時の衛生管理の徹底を図るため，納入業者を対象とした衛生管理研修会を開催する。

ウ 学校給食に関する調査研究

（ア）新たな函館産農水産物の活用に関する調査研究を行う。

（イ）学校給食用物資の価格動向や産地等に係る調査を実施し，教育委員会や学校に情報提供を行う。

(2) 収支予算書

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 事業収入	647,119	639,422	7,697	
ア 給食物資供給高	647,119	639,422	7,697	
(2) 補助金等収入	17,470	17,976	△ 506	
ア 地方公共団体補助金収入	17,470	17,976	△ 506	
(3) 雑収入	240	240	0	
ア 雑収入	240	240	0	
事業活動収入計 (A)	664,829	657,638	7,191	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	664,829	657,638	7,191	
給料等支出	11,328	11,069	259	
退職給付支出	360	360	0	
法定福利費支出	1,840	1,793	47	
福利厚生費支出	22	29	△ 7	
旅費交通費支出	16	11	5	
会議費支出	140	140	0	
通信運搬費支出	318	395	△ 77	
消耗品費支出	212	192	20	
図書研修費支出	2	2	0	
委託費支出	264	264	0	
給食物資購入支出	647,119	639,422	7,697	
租税公課支出	112	112	0	
負担金支出	3	3	0	
修繕費支出	20	15	5	
手数料支出	295	43	252	
保険料支出	209	171	38	
光熱水費支出	226	265	△ 39	
賃借料支出	2,343	3,352	△ 1,009	
事業活動支出計 (B)	664,829	657,638	7,191	
事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)	0	0	0	
II 予備費支出 (D)	0	0	0	
当期収支差額 (E)=(C)-(D)	0	0	0	
前期繰越収支差額 (F)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (G)=(E)+(F)	0	0	0	